

一般財団法人徳島陸上競技協会

事務経費支出に関する規程

(パート主任事務連絡経費)

第1条 各審判パート主任に対しては、その管理下の審判員との事務連絡経費として毎年次の金額を支給するものとする。

- (1) 所属審判員が10名以内のパート・・・・・・・・年間1,000円
- (2) 所属審判員が10名以上20名以内のパート・・・・・・・・年間2,000円
- (3) 以降所属審判員が10名増える毎に1,000円を追加して支給する

(校種別部長事務連絡経費)

第2条

- (1) 登録事務経費及びその管理下の会員、校種別体育連盟との事務連絡等の経費として、7月31日時点の登録費の30%に相当する金額を支給する。
- (2) 年度末までに、指定された収支報告書を専務理事まで提出すること。

(ホームページ管理経費)

第3条 インターネットにおける徳島陸上競技協会(以下本協会という)ホームページの担当者に対し、一ヶ月の管理経費として、5,000円を支給するものとする。

(競技会プログラム作成費)

第4条 本協会主催の競技会プログラム原稿作成者に対し、その競技会の登録人数×30円を支給するものとする。

(その他の事務経費)

第5条 その他必要と認められる事務経費については、理事会での審議及び決議を経た後、各担当者に対し支給することができる。

附則

- 1 2011年4月1日制定
- 2 2012年2月26日改定
- 3 2016年2月22日改定
- 4 2018年11月10日改定